事 務 連 絡 令和 2 年 2 月 25 日

都道府県 各 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局) 御中

各 検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検 疫 所 業 務 管 理 室

ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップの実施について (依頼)

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した乗客等(以下「下船者」という。)に対する健康フォローアップについては、令和2年2月23日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(以下「2月23日事務連絡」という。)によりお知らせし、今般、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)において、健康フォローアップを実施していただいているところです。

2月23日事務連絡において、「発熱や感冒様症状(咳、全身倦怠感等)等を認めるときは、本人から帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう、勧告すること」及び「健康フォローアップを実施した結果、対象者の発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を認めた場合には、感染症指定医療機関等で適切な医療が提供されるように調整すること」とお示ししたところであるが、この具体的な内容を下記のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

都道府県等におかれましては、管轄保健所等に当該取扱いについて周知していただくとともに、健康フォローアップセンター又は検疫所から健康フォローアップ等の協力の要請があった場合には、適切に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

今般、検疫所からの依頼に基づき、都道府県等において、下船者に対する健康フォローアップを実施し、その結果、対象者の発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を認めた場合には、感染症指定医療機関等で適切な医療が提供されるよう必要な調整の実施を依頼しているところである。当該健康フォローアップの実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を認めた者がいる場合には、帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう勧告するとともに、その結果を踏まえた適切な対応を実施することが重要であり、都道府県等においては、次のとおり、対応を行うこと。

- ① 健康フォローアップの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有する者がいないか適切に把握するため、体温、咳の有無、咽頭痛の有無、鼻汁又は鼻閉の有無、全身倦怠感の有無、その他特に申出があった症状を個々に聴取し、各々の症状の有無をきめ細やかに、確認すること。
- ② ①において、健康フォローアップの結果、症状があると認められる者については、本人から帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう勧告すること。また、その結果、当該者から帰国者・接触者相談センターへの報告が遺漏なく行われたか否か、感染症指定医療機関等での適切な医療の提供等がなされたか否か等を確認すること。
- ③ 下船者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合には、柔軟に行政検査を行うこと。特に、②において、感染症指定医療機関等を受診した場合に、症状などから医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者については行政検査を行うこと。